

注意事項

- 1 この公売公告に違反した者、国税徴収法第 92 条に規定する者、同法第 99 条の 2 に規定する陳述をしない者（公売財産が不動産である場合）及び同法第 108 条第 1 項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。
- 2 公売保証金及び買受代金の納付は現金に限ります。インターネット公売の場合はガイドラインを参照してください。
- 3 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければできません。
- 4 公売財産の買受について、一定の資格が必要な場合があります。
- 5 一度提出した入札書の引換、変更または取消しはできません。また、入札価額を訂正したものは無効の取扱いとなります。
- 6 見積価額以上の入札者のうち、最高価額のことを最高価申込者と決定し売却決定を行います。
- 7 公売財産の種類が不動産等の場合、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価格（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。
- 8 公売財産が不動産である場合において、最高価申込者及び次順位買受申込者（以下「最高価申込者等」という。）又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札をさせた者が国税徴収法第 108 条第 5 項各号に該当すると認められる場合は、これらの最高価申込者等を最高価申込者等とする決定を取り消します。
- 9 入札価額が見積価格に達しないときは、直ちに再度入札を実施することがあります。
- 10 公売財産にかかる市税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、または買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。
- 11 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。公売財産の取得と同時に買受人に危険負担が移転します。その後発生した財産の破損、盗難及び消失等による損害の負担は買受人が負います。
- 12 市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- 13 買受人は、公売財産の権利移転について登記（登録）を要するものについては、登録免許税額に相当する印紙又は国庫金額領収済通知（登録免許税法第 23 条）と別途交付する「所有権移転登記請求書」を売却決定日までに提出してください。
- 14 市は公売財産の引渡し義務を負いません。公売財産が滞納者等に保管されているときは、買受人に売却決定通知書を交付しますので、保管人から財産を受け取ってください。また、公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立退き、前所有者からの鍵などの引渡などは、全て買受人自身で行ってください。
- 15 買受人に対抗することができる公売財産上の負担（マンションの未納管理費、農地に付随する改良区の賦課金等）は、買受人が負うことになります。
- 16 買受人が自ら登録を行う財産（電話加入権、普通自動車、軽自動車）の場合は、売却決定後、速やかに登録等の手続きを行ってください。なお、公売財産が質権付電話加入権である場合は、その質権の抹消登録請求も併せて行ってください。
- 17 公売財産が土地の場合、隣接地との境界確定について市は関与できませんので、買受人が隣接地所有者との間で行ってください。

- 18 農地の場合、買受適格証明書の提出を要しますので、事前に当該農地を所管する農業委員会で手続きを行ってください。
- 19 公売公告の内容、公売物件に関わる図面や写真等は、十和田市役所本館 1 階収納課で閲覧することができます。
- 20 公売財産がインボイス発行事業者の所有する消費税課税財産の場合は、買受人の求めに応じて、市が適格請求書を交付します。なお、公売財産がインボイス発行事業者の所有する消費税課税財産の場合は、公売広告にその旨記載していますので、ご確認ください。